

クリーニング業の振興指針 新旧対照表

新	旧
クリーニング業の振興指針 クリーニング業の営業者（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）第 2 条第 2 項において規定する営業者をいう。）が、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。 このため、生衛法第 56 条の 2 第 1 項に基づき、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>クリーニング業の振興指針を制定するものである。</u> 今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。 <u>なお、本指針は令和 7 年 4 月 1 日から適用することとする。</u> 第一 クリーニング業を取り巻く状況 （略） 第二 前期の振興計画の実施状況 （略） 第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項 （略） 第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項 （略） 第五 営業の振興に際し配慮すべき事項 （略）	クリーニング業の振興指針 クリーニング業の営業者（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）第 2 条第 2 項において規定する営業者をいう。）が、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。 このため、生衛法第 56 条の 2 第 1 項に基づき、<u>クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、</u>今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正を行った。</u> 今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び消費者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。 <u>（新設）</u> 第一 クリーニング業を取り巻く状況 （略） 第二 前期の振興計画の実施状況 （略） 第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項 （略） 第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項 （略） 第五 営業の振興に際し配慮すべき事項 （略）